

No 02

2018-09 -14

Re :start

ゼロから始める
分会情報

「労使間の取扱いに関する協約」 の一部改訂について

交渉の冒頭で今回の協約の改訂は、
「組合活動を規制する主旨ではない」
ことを確認!!

8月29日、会社から「労使間の取扱いに関する協約の改訂」の通知を受け、9月7日に申7号として「12項目」を申し入れ、9月12日に団体交渉を行いました。

12項目すべての議論が終了したため、今後、速やかに協約締結(期間:2018年10月1日~2021年9月30日まで)に向けて、整理していきます。

労働条件に関わる事柄については一切変更ありません!!

先日の交渉において、乗務員勤務制度(青本)を守り切ったことや、労働協約の労働条件に関わる事柄を守り切ったことは、東労組で奮闘しているすべての仲間の団結力に他なりません。

私たちは、生まれ変わった東労組の元で、皆さんが安心して働きやすい職場を守り、つくっていくため、奮闘していきます。

そして、賛同してくれる仲間の皆さんを、組合員一同お待ちしております!!